

当院は、地域医療支援病院の承認を受け地域連携を推進しています。

星総合病院は、福島県知事より「地域医療支援病院」の認定を受けております。

平成 19 年 3 月 30 日付で、県内では 4 番目の認定です。

【地域医療支援病院とは】

医療法第 4 条に規定される医療機関の機能区分のひとつで県知事より認定されます。これは病院と診療所の機能分担を明確化したうえで両者が連携し、よりよい地域医療が提供できる体制整備を目的に作られた認定制度であり、地域医療全体のレベルアップに貢献することが求められています。

- | | | |
|-----------|--|----------------------|
| 要件 | I 他の医療機関からの紹介患者数及び逆紹介患者数の比率が、
① 紹介率80%以上
② 紹介率65%以上かつ逆紹介率 40%以上
③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 のいずれかであること
II 病床数が 200 床以上であること
III 他の医療機関に対して高額医療機器や病床の提供及び共同利用をしていること
IV 地域の医療従事者に対する研修を実施していること
V 24 時間の救急医療を提供していること
VI 病床規模・病床の種別等に応じて必要とされる構造設備を有していること | ⇒当院では要件②を
満たしています |
|-----------|--|----------------------|



【これまでの経緯】

当法人の方針として、「地域連携と教育」を重要と考え、以下のような取り組みを長年行ってきました。

- ・ 最新の技術や知識を学ぶ場として、地域の連携医療機関の医師や医療従事者が参加する集談会を開催しています。昭和 47 年から始まったこの会は、令和 4 年 10 月開催で 100 回を迎え、今も継続して開催しています。
- ・ 平成 2 年より、他病院に先駆けて紹介患者及び地域連携機関専用の窓口となる専任担当者を配置しました。平成 6 年には、国のモデル事業である、郡山医師会オープンシステム規約による病診連携モデル事業を受託。平成 8 年に県内初の開放型病床を設置し、開放型病院に認定されました。

【当院の取り組み】

- ・ 医療機器の共同利用推進
→ 医療機器(特に高額医療機器)について、地域の医療機関の先生が当院の外来を経由せず、あたかも自院の機器を使用するように利用できる体制にしています。
- ・ 研修機会の提供を推進
→ 年 1 回の集談会の他、地域の医療機関の先生より紹介いただいた症例の経過等について検討を行う「病診連携勉強会(症例報告会)」を開催しています。また、専門職が連携医療機関等へ出向き研修を行う「どこでもメディカルセミナー」、地域連携講演会など、様々な勉強会を地域の医療従事者へ向けて開催しています。
- ・ 紹介患者さんへの共同指導を推進
→ 紹介元のかかりつけ医が実際に当院を訪れ、当院主治医と共同で患者さんの治療及び指導を行っています。